

ID: 172

担当部署: 地域整備課

処分の概要	家賃の減免又は徴収猶予
例規名 根拠条項	大河原町営住宅条例 第17条(第32条第3項、第34条第3項及び第55条において準用する場合を含む。)
例規番号	平成9年条例第20号
<p>【基準】</p> <p>第17条及び大河原町営住宅条例施行規則第12条の規定による。</p> <p>(家賃の減免又は徴収猶予)</p> <p>第17条 町長は、次の各号に掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して、町長が定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。</p> <p>(1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。</p> <p>(2) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。</p> <p>(3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。</p> <p>(4) その他前各号に準ずる特別の事情があるとき。</p> <p>(家賃の減免又は徴収猶予)</p> <p>第12条 条例第17条に規定する家賃の減免又は徴収猶予は、次の各号に掲げる条件に該当し、町長が必要と認める者について行うものとする。</p> <p>(1) 入居者又は同居者の収入(条例第2条第3号に規定する収入に扶養親族1人につき千円を加算した額をいう。以下本条において同じ)が物価の変動等を勘案して町長が別に定める一般生活基準、教育費基準額及び勤労諸経費の合計額(以下、「生活基準額」という。)以下となること。</p> <p>(2) 入居者又は同居者が病気にかかり、療養する等長期間にわたり支出が多額となり、そのための支出を控除すれば収入が前号の生活基準額以下となること。</p> <p>(3) 災害により容易に回復しがたい損傷を受け、そのための支出を控除すれば、収入が第1号の生活基準額以下となること。</p> <p>2 家賃の減額は、次に掲げる範囲内において、町長が事情を勘案し決定するものとする。</p> <p>(1) 入居者の収入(前項第2号及び第3号に該当する場合は、町長が当該病気、災害により必要と認めた費用の月額を収入から控除した額)から家賃額を控除した額が生活基準額に満たない場合は、生活基準額との差額の3分の2以内とする。ただし、当該減額家賃は生活保護法(昭和25年法律第144号)による住宅費扶助相当額以下とすることはできない。</p> <p>(2) 入居者の収入から前号の規定により減額された家賃を控除した額が、生活保護法の最低生活費に満たない場合は、最低生活費との差額とする。ただし、当該減額家賃は入居者の収入の5%以下とすることはできない。</p> <p>(3) 生活保護法により生活扶助を受けている場合は、家賃と当該住宅費扶助相当額との差額とする。</p> <p>3 家賃の減免期間は、町長が定める。ただし、必要に応じて更新することができる。</p>	
標準処理期間	15日
備考	

設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日